

別紙 2

登園届けが望ましい感染症について

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、1人ひとりの子どもが一日快適に生活できることが大切です。

そのためには、下記の感染症について登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。また、登園のめやすは子どもの全身状態が良好であり、保育園で集団生活出来る状態に回復してから登園をするようご配慮下さい。

○ 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

病名	登園のめやす
(13) 溶連菌感染症	抗菌薬の内服後 24 時間～48 時間を経過していること
(14) マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
(15) 手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
(16) 伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良いこと
(17) ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタウイルスなど)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
(18) ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれること
(19) RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
(20) 帯状疱疹 (ヘルペス)	すべての発しんがかさぶた化していること
(21) 突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

----- 切り取り線 -----

登園届 (保護者記入)

年 月 日

多賀保育園園長殿

クラス・園児名	
保護者名	
病名	
診断を受けた病院名医師名	
許可のあった日	年 月 日

各項目について、保護者が記入し、保育園に提出して下さい。